

## 地方自治法第74条にもとづく住民投票制度を 基本条例に盛り込むことを検討するにあたって

### ◆ メリットとデメリット

	メリット	デメリット
住民投票制度	町民が賛否の意思を明らかにすることで、直接、町政に参加できる。	事前に、客観的で正確な情報が伝わっていないと、賛否の判断が難しい。
基本条例に住民投票制度を盛り込んだ場合	町民が住民投票の権利を持っていることを明らかにすることができる。	問題が生じると、住民投票に賛否を委ねればよいとの意識が強くなりかねない。

※ 住民投票を盛り込むことについて、庄内町としては、まず何に力点を置いて取り組むべきか、基本条例制定の目的と十分照らし合わせ、検討する必要があると考えています。

- 参画と協働の基礎づくりの起点
- 住民投票は最終手段

### ◆ 住民投票制度の具体的な要件を基本条例に規定する場合

① 具体的な要件を盛り込む理由を明確にする必要があると考えます。

[例えば] ○ なぜ18歳以上とするのか？

○ 18歳以上とする場合、請求権だけ？投票権も？

② 住民投票制度の全体像を充分検討した上で、明文化する必要があると考えます。

## 住民投票制度に関する検討資料

### 1 住民投票制度とは

- 町政運営の基本は、選挙で選ばれた町長及び町議会議員による議会制間接民主主義
- 住民投票制度は、町政運営上の重要な事項に対し、直接、住民が賛否を意思表示できる直接民主主義による町政への参加方法〔議会制間接民主主義の補完〕

### 2 住民投票の形式

一般的に言われる住民投票とは、地方自治法第74条に規定される「住民による条例制定又は改廃の直接請求権」に基づくものであり、住民からの「住民投票条例の制定請求」により、個別案件毎に議会の議決を経て実施されます。

#### 地方自治法第74条第1項(抜粋)

第 74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の 50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

- 庄内町においてみると、直接請求による「住民投票条例」を制定するには、
  - ① 有権者の 50分の1 (2%) の署名をもって町長に請求  
(庄内町の有権者数は現在 1 万9500人程度なので、約 390人の署名が必要です。)
  - ② 町長はこの請求を受け、町長の意見を附し、「住民投票条例」を町議会に提案します
  - ③ 町議会で審議され、可決されれば住民投票実施、否決されれば住民投票は実施されません。

上記の方式(個別案件毎に議会の議決を経て実施)に基づく住民投票が【個別型】と規定され、この方式が基本条例では一般的となっています。

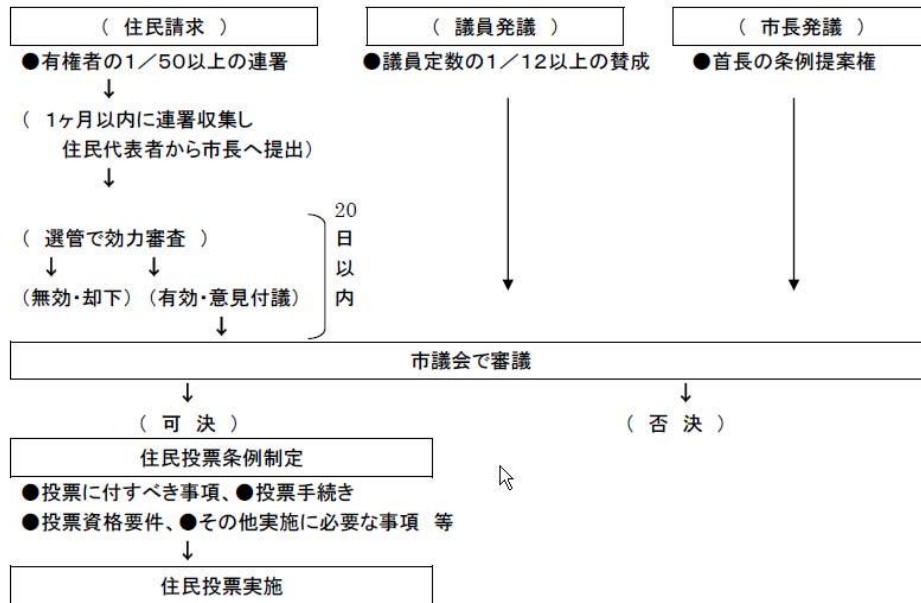
また、あらかじめ住民投票の具体的な実施方法を条例に規定し、一定の住民請求の要件を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに実施される【常設型】を定めるところもあります。

[【個別型】 【常設型】それぞれの住民投票の手順を、次のページに記しています。]

## ① 個別型

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別案件毎に投票の必要性を議会で審議することから、制度の濫用を防止できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接請求が成立しても、条例を議会で否決した場合は住民投票が実施できない。</li> <li>○ 個別案件ごとに条例を制定し実施するため、実施までに時間を要する。</li> </ul>

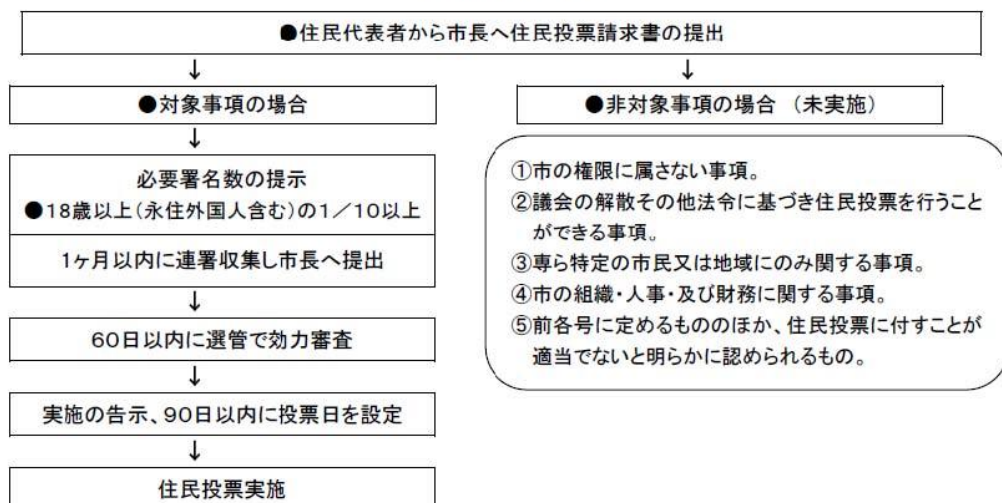
### 【個別型】住民投票の手順



## ② 常設型

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要件を満たしたとき、議会の議決を経ないで確実に実施できる。</li> <li>○ 要件を満たせば住民投票を実施することになるので、比較的短期間で実施できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度の濫用を招く恐れがある。</li> <li>○ 頻繁に実施された場合、大幅な経費負担を強いられる。</li> </ul>

### 【常設型】住民投票の手順 (※広島市の例)



### 3 住民投票結果の取扱い

住民投票の結果を実際にどのように反映させるかは、首長、議会の判断となります。

住民投票制度は、議会制間接民主主義の補完するものであり、投票結果に法的な拘束力を持たせることはできないとされています。

このことから、住民投票の結果を「尊重する」と規定するのが一般的となっています。

### 4 住民投票と基本条例

基本条例においては、住民投票に関する条項を盛り込んでいるのが一般的となっていますが、その盛り込み方は大別して3つのパターンがあります。

- ① [個別型A] 地方自治法第 74 条に準じ実施するもの  
(住民投票の規定は盛り込むが、現状の仕組みと変わりません)

例：北海道帯広市 帯広市まちづくり基本条例  
(住民投票)

第 11 条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。

3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

- ② [個別型B] 資格要件等を緩和し、具体的な実施については地方自治法第 74 条に準ずるもの

例：東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例  
(住民投票)

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項の請求を受理した日から 20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第 74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

③ [常設型] 住民投票制度の要件まで規定するもの

例：大阪府豊中市 豊中市自治基本条例

(市民投票)

第28条 市に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。

3 市民投票の投票権を有する者は、市に住所を有する満18歳以上の者とする。

4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

※ 個別型と常設型の主な特徴

	個別型 A	個別型 B	常設型
請求又は投票できる要件	地方公共団体の議会議員、首長の選挙権を有する者	自治体により異なる	自治体により異なる
住民請求に必要な連署数	有権者の1/50以上	自治体により異なるが、多くは左のとおり	自治体により異なる
住民投票の実施の確実性	議会の議決が必要となる。		条例に定められた投票の対象事項に合致すれば実施。
投票制度の内容	投票内容に沿った投票の形式や成立要件等を個別に定められる。		投票の形式や投票の成立要件等が事前に定められているため、投票内容にそぐわない場合もある
住民・議会・首長の住民投票に対する合意形成 [チェック機能]	住民請求の場合、住民、議会、首長のそれぞれの同意が必要なため、住民投票の実施に関する合意形成が行われたとみなす事ができる。		住民、議会、首長が、それぞれの意思のみで住民投票が可能な制度であるため、「個別の案件」に対し、住民投票の実施に関する合意形成が必ずしも十分でない場合がある。

[参考]山形県内で基本条例を制定している市町の状況は次のとおりです。

市町及び条例名	基本条例への住民投票制度の規定の有無	摘要
遊佐町 まちづくり基本条例	有	個別型A
白鷹町 協働のまちづくり条例	有	個別型A
金山町 自律のまちづくり基本条例	有	個別型A
長井市 まちづくり基本条例	無	
米沢市 協働推進条例	無	
川西町 まちづくり基本条例	無	

## 住民投票制度に関する主な論点

### ① 基本条例に住民投票制度を盛り込むか

- 基本条例を制定している市町村の多くは、住民投票に関する条文を盛り込んでいます。（ただし、地方自治法第74条に基づく住民投票制度は、基本条例に盛り込まれているか否かを問わず実施可能です。）
- 町民と議会、町がどのように信頼関係を高めながら、参画と協働を進めていくかという実践が、重要となってきます。基本条例を規範としたまちづくりの仕組みを作り上げていく過程の中で、「住民投票制度」より、大切な取り組みはないか考えていくことも大切です。
- 一方で、基本条例に「住民投票制度」を盛り込むことで、町民や議会、町それぞれの住民投票に対する認識が深まり、住民投票に対する責任と自覚が生まれてくる効果があると考えられます。

### ② 盛り込む場合、個別型か常設型のどちらにするか

- [個別型A] 住民投票を盛り込んでいる市町村であっても、多くは地方自治法第74条に準ずる住民投票を規定しているのみで、具体的な手続きは規定していません。
- [個別型B] 一部には、個別型であっても、地方自治法に規定する要件（年齢、国籍など）の緩和を行っているところもあります。
- [常設型] とする場合は、詳細を定める必要があります。

#### 個別型B又は常設型を基本条例に盛り込む場合の検討例

##### ① 対象事項

一般的に「行政運営上の重要事項」とする事例が多い。

##### ② 請求権を誰に与えるのか

町長、議会、町民にそれぞれ与えるのか。

##### ③ 請求の条件

◆濫用されない、垣根の高すぎない要件として、町民はどれだけの署名で請求できることとするか

◆議会は議員のどれだけの割合で、請求することができるのか

##### ④ 請求・投票資格者（町民の場合）

###### ◆年齢要件

※請求権者は、選挙人名簿登録者とする事例が多いが、住民投票による結果は、未成年者にも影響を与えることもあることから、常設型の住民投票条例では、年齢要件を拡大する事例もあります。

◆外国人にも投票権を拡大するか

◆町民の範囲を市内に住所を有するもの以上に拡大するか

##### ⑤ 成立要件

どれだけの投票でもって成立とするのか